入院支援の運用方法(薬剤)

【木戸病院における入院支援(薬剤関係)】

入院が決定した外来受診時に、入院支援の専従看護師が「入院時薬剤情報提供書作成の依頼」を行う。

【方法】

- ①:専従看護師は、患者面談により「保険薬局1店舗」を選出する。
- ②:選出された保険薬局に対し「入院時薬剤情報提供書のご依頼」の連絡を行い、専用用紙を Fax する。
- ③:依頼を受けた保険薬局は「入院時薬剤情報提供書」を作成し、入院3日前までに薬剤部にFaxする。 ※薬剤情報提供書は、可能な限り他薬局等から投薬されている処方薬も含め、全薬剤を対象とする。
- ④:③より送信された「入院時薬剤情報提供書」は、薬剤部事務員により電子カルテに反映される。 ※なお、選出される保険薬局は「かかりつけ薬局」であることが望ましい。
- ⑤:病院薬剤師は、反映された情報をもとに患者情報の収集や持参薬の鑑別を行い、情報不足や質疑等がある場合は、病院薬剤師が直接保険薬局に問い合わせを行う。

